

紀の川市外部公益通報に関する要綱

令和6年10月3日

告示第121号

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、市に対する外部の労働者等からの公益通報(以下「外部公益通報」という。)の取扱いに関し、適切な対応に必要な体制の整備その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(窓口の設置)

第3条 外部公益通報の受付及び相談の窓口は、農林商工部商工労働課(以下「商工労働課」という。)に設置する。

(外部公益通報の受付及び教示)

第4条 外部公益通報の受付は、外部公益通報書(様式第1号)によって行うものとする。

- 2 商工労働課は、外部公益通報を受け付けた際は、聴取等により当該通報の趣旨の把握に努め、所管課に引き継ぐものとする。
- 3 市長は、当該通報の趣旨を把握した上で受理するか否かを遅滞なく決定し、外部公益通報受理決定通知書(様式第2号)又は外部公益通報不受理決定通知書(様式第3号)により、公益通報者に通知しなければならない。ただし、公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 4 市長は、通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が市以外の行政機関に属するときは、当該行政機関を公益通報者に教示しなければならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、外部公益通報として受理しないものとする。
 - (1) 通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。
 - (2) 通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしていると認められる相当な理由がないとき。
 - (3) 通報内容が具体性を伴わず、明らかでないとき。
 - (4) 通報内容が虚偽であることが明らかなとき。
 - (5) 通報内容が単なる伝聞に基づくものであるなど、その内容について確認することが困難であると認められるものであるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか通報が法に基づく公益通報に該当しないことが明らかなものであるとき。

(調査)

第5条 市長は、前条の規定により外部公益通報を受理したときは通報対象事実について速やかに調査を開始しなければならない。この場合において、調査は、外部公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、公益通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うとともに、当該通報内容に関係する職員は調査の関与から排除して行うものとする。

2 市長は、特別の事情があるときは、弁護士その他の識見を有する者に調査を依頼することができる。

(調査結果に基づく処分及び措置)

第6条 市長は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実が存在し、必要があると認めるときは、速やかに法令に基づく処分その他必要な是正等の措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

(措置等の通知)

第7条 市長は、通報対象事実に関する調査結果及び措置の内容を、適正な業務の遂行並びに利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、外部公益通報に係る処分・措置結果通知書（様式第4号）により遅滞なく公益通報者に通知するものとする。ただし、公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第8条 調査に従事した職員その他通報（受理しなかった通報を含む。）の対応に関与した者は、当該通報に関して職務上知り得た秘密その他一切の事項を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。